

内部統制システム基本方針

平成28年10月28日

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制基本方針を定め、本方針に従って内部統制システムを適切に構築し運用する。

1. 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び社員が法令・定款及び当社の経営理念・社是を遵守することが会社経営における最優先事項と位置づけ、取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「役職員行動規範」「コンプライアンス規程」等を定める。
 - (2) コンプライアンスの徹底をはかるため、担当取締役を選任し管理監督を行う。
 - (3) 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を確認した場合、取締役会に報告するものとする。
 - (4) コンプライアンス担当取締役は管理・業務部門の責任者を部門責任者として任じ、事務局と連携し実効性の確保に努める。
 - (5) 取締役は、適正な財務報告書を作成することが社会的信用のために極めて重要であることを認識し、財務報告の適正性を確保するため、財務報告書の作成過程において虚偽記載ならびに誤謬が生じないよう有効性のある内部統制システムを構築する。
 - (6) 反社会的勢力の排除を「行動規範」等に定め、不当な利益供与等に対しては、断固たる態度で対応する。

2. 取締役及び社員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 当社は、取締役及び社員の職務に関する各種の文書、関連資料、帳票類等について文書管理規定に基づき適正に保管し、管理する。
 - (2) 当社が保存または管理する文書・記録については文書取扱規定、特定個人情報・雇用管理情報管理規程に基づき適切に管理し、情報の毀損、個人情報等の流出を防止する。
 - (3) 株主総会・取締役会等の重要会議後に速やかに議事録を作成し所定の決裁を経て保管し、管理する。
 - (4) 保管資料は取締役及び監査役の閲覧を可能にする体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 当社は、リスク事案の発生を可能な限り未然に防ぎ、事前に対応方策を作成し、リスク管理に対応する。
- (2) 重大な損失の危険が現実化した場合には、速やかに取締役会を開催し報告する。
- (3) 予期せぬトラブル事が起こる事を想定し、適切なリスク対応が出来る会社風土を醸成する。

4. 取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は規程・要領・内規等を遵守し、職務遂行単位、各職位の責任体制を明確にし、業務の効率的運営を図る。
- (2) 取締役会は会社法 363 条に基づき、3ヶ月に 1 回以上開催して事業の執行状況について報告するほか、必要に応じて臨時に開催し機動的に意思決定を行う。
- (3) 取締役は善管注意義務(民法 644 条)・忠実義務(会社法 355 条)を果たし、取締役会はその執行状況を監督する。
- (4) 取締役会は「事業方針」「中長期計画」「要員・資金計画」等について協議のうえ決定する。また各年度計画を株主総会へ提示し事業執行する。

5. 社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 社員が法令・定款及び会社の規程を遵守することを確保するため「経営理念・社是」等を定め、全員に周知する。
- (2) 社員は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、業務執行部門の責任者に報告するものとする。
- (3) コンプライアンスに関する報告・相談窓口を設置し、相談者の匿名性を担保するとともに不利益を蒙らない仕組みとする。
- (4) コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒処分を含め厳正に対処する。

6. 監査会の補助使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 代表取締役は、監査会事務局を管理課に設置し監査会の職務を補助する。
- (2) 事務局員は監査会の職務遂行上必要な知識・能力を勘案し任ずる。
- (3) 事務局員は当社の就業規則に従うが、当該職務における指揮命令権は監査会に属するものとする。

7. 取締役及び社員から監査役に報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 当社は、取締役及び社員に監査役の役割を明確に伝え、必要に応じ直接報告・相談できる旨を周知する。
 - (2) 当社は、取締役及び社員が監査役へ報告した場合には、内容の如何に関わらず不利な扱いを行わないこととする。
 - (3) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席し、報告を受けることができる。
 - (4) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
 - (5) 監査役より社内書類、帳票及び決裁書類等の閲覧を求められ提出要請を受けた場合は速やかに提出する。
8. 監査役職務の執行について生ずる費用に関する事項。
- (1) 当社は、監査役職務執行上で必要とされる費用は事業計画策定時に予算措置を行う。
 - (2) 監査役職務の執行に係る費用は当社が支弁する。
9. 監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、当社の各部門に対して随時必要に応じ、監査への協力を指示することができる。
 - (2) 監査役は、当社の会計監査人と監査業務の正確性を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図る。

以上